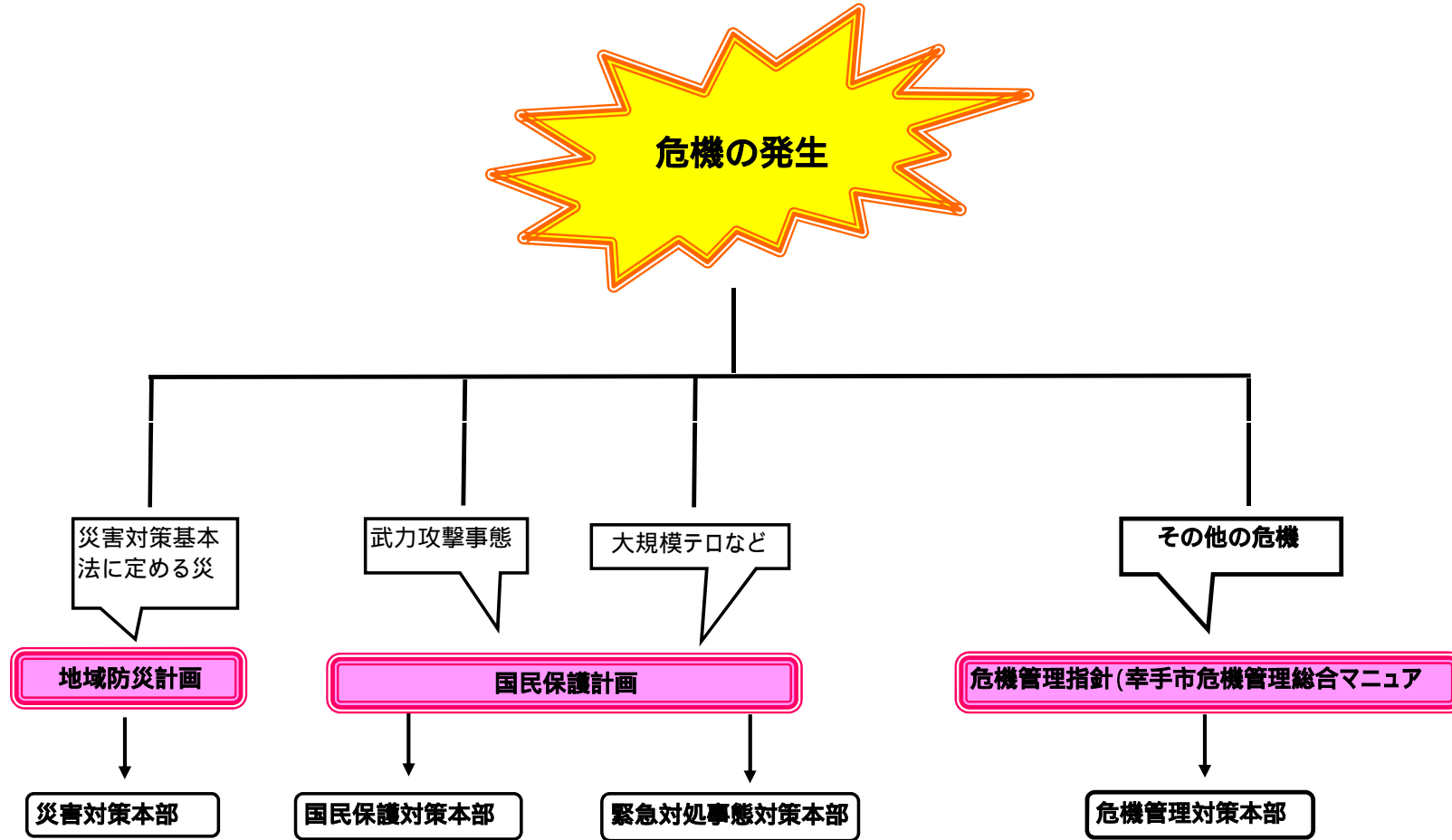


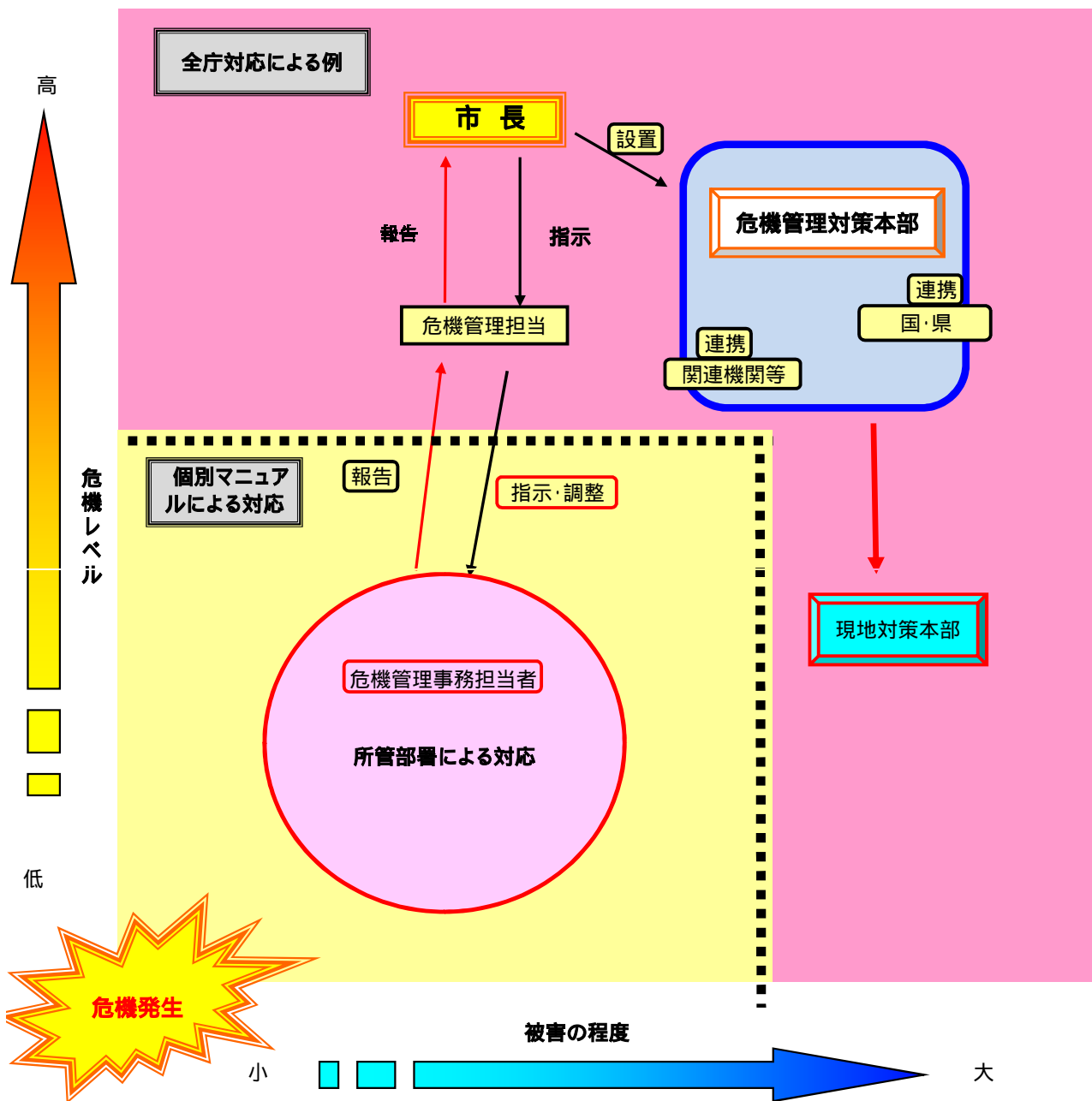
大項目	中項目	小項目補足説明等
第1章 総則	第1節 目的・方針	1 個別マニュアル策定の目的 2 個別危機に関する危機対策の基本方針
	第2節 用語の定義	・用語については統一的に使用する
	第3節 対象危機	1 対象とする危機の範囲 ・危機管理指針において定めた「対象とする機器の範囲」を基準に個別マニュアルの対照範囲を定める。 2 適用範囲 ・個別マニュアルで定める事項が適用される組織、施設等の適用範囲を定める。
	第4節 組織体制	1 所管部署と関連部署 2 役割と責任 ・平常時と緊急時における各部署・各職員の役割と責任
第2章 平常時の危機管理	第1節 目標	・活動目標や改善目標を設定する。
	第2節 用語の定義	1 危機予防対策の具体的内容 ・安全点検活動、危機予防啓発活動などのソフト面の対策 ・安全環境を整備するためのハード面の対策 ・危機関連情報収集、主管部署による一元管理、市民への広報など 2 実施者、実施時期、実施手順 3 危機予防活動の定期的確認
	第3節 緊急対応の事前準備	1 被害想定 ・当該危機の被害を想定し、緊急時に必要な対応策を検討するための基礎資料にする。 2 事前準備の内容 ・想定シナリオに基づき、必要な事前内容準備を定める。 ・応急対応に備えた教育、訓練、緊急資材の備蓄、関係機関、団体等との協力体制づくりなど ・緊急対応組織の機能単位別に基本行動を時系列的に整理する。 3 危機兆候の情報収集 ・危機兆候の情報収集方法・連絡ルール

大項目	中項目	小項目補足説明等
第3章 危機発生時における対応	第1節 緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主管部署を中心とする緊急体制(責任者、責任代行者、構成員、設置手順、職員招集、解除等) ・ 緊急体制下での役割分担(情報収集、分析、対策立案、決定、実行、広報等の機能の確保) ・ 関係機関との連絡体制 ・ 危機管理担当の機能活用 2 全庁的な緊急体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理指針で定める危機対策本部への移行
	第2節 危機情報の収集・連絡・管理	<ul style="list-style-type: none"> 1 収集、連絡体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集連絡ルールと基本ルール ・ 夜間、休日の緊急連絡ルール ・ 通信手段・連絡方法 ・ 市長、副市長、危機管理担当等の庁内及び関係機関への連絡 2 情報の整理、一元管理、共有化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主管部署による危機情報の整理と一元管理ルール ・ 主管部署と関連部署相互間、庁内での危機管理情報の共有化、提供方法
	第3節 応急対策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> 1 危機情報分析と対策立案 2 緊急対応の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防、警報伝達、避難勧告、誘導、救助、応急手当、応急措置、二次被害防止など 3 ボランティアの受け入れ 4 広報公聴 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への危機情報の提供 ・ 報道機関対応 ・ 市民からの問合せ窓口の設置
第4章 危機収束時の対応	第1節 緊急対応の評価と再発防止	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急対応の記録 2 原因分析と課題整理 3 応急対応の評価 4 再発防止策 5 市長、幹部会議等への報告
	第2節 復旧推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 市民生活、施設の復旧計画 2 事後の安全確認
	第3節 被害者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の設置
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機予防チェックシート ・ 関係機関連絡先一覧 ・ 主管部、関連部、の緊急体制連絡簿、部署間内連絡網 ・ 危機情報連絡票 など

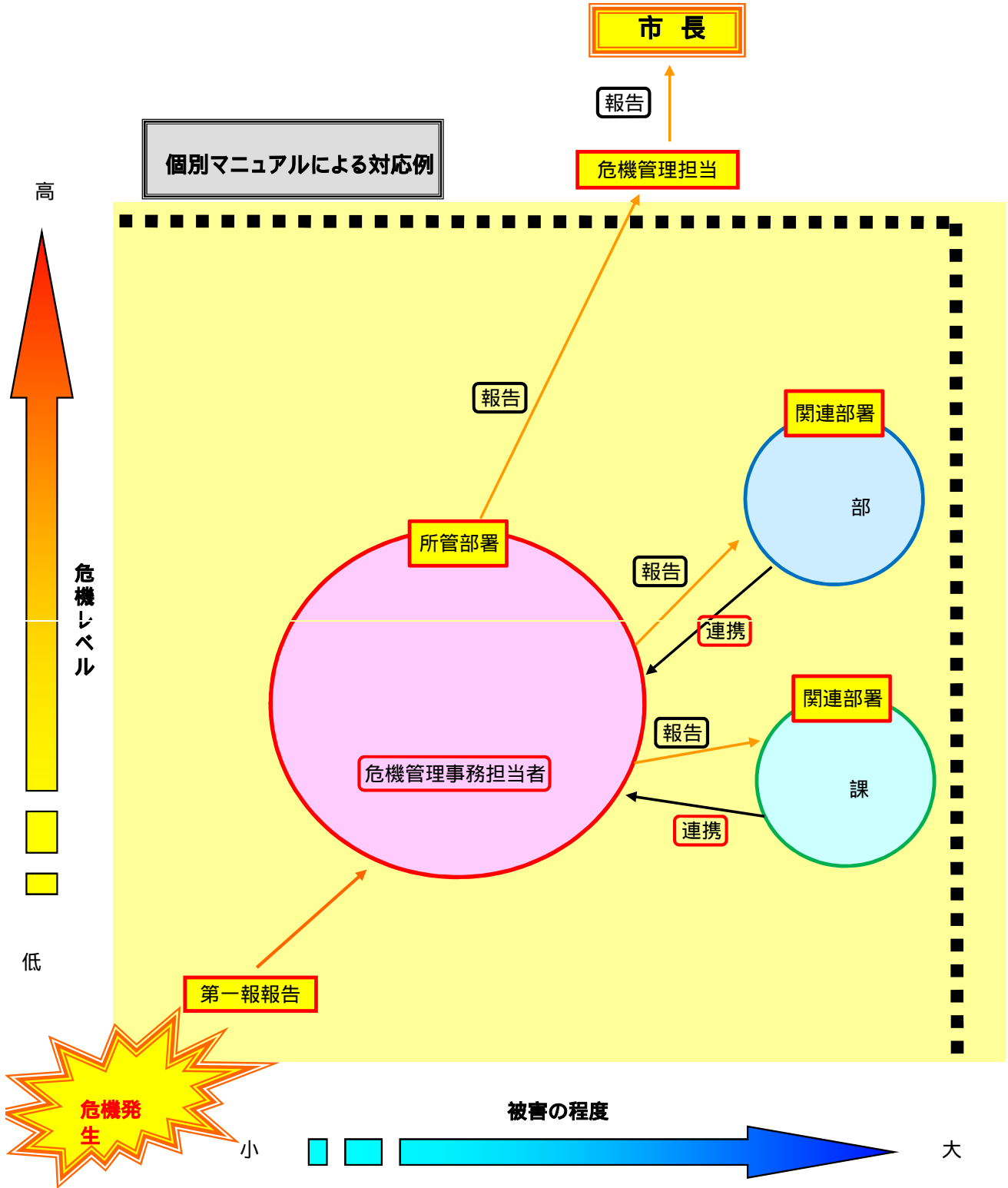
危機の事案別による対策本部設置事例



所管部署での危機対応と全庁対応のイメージ



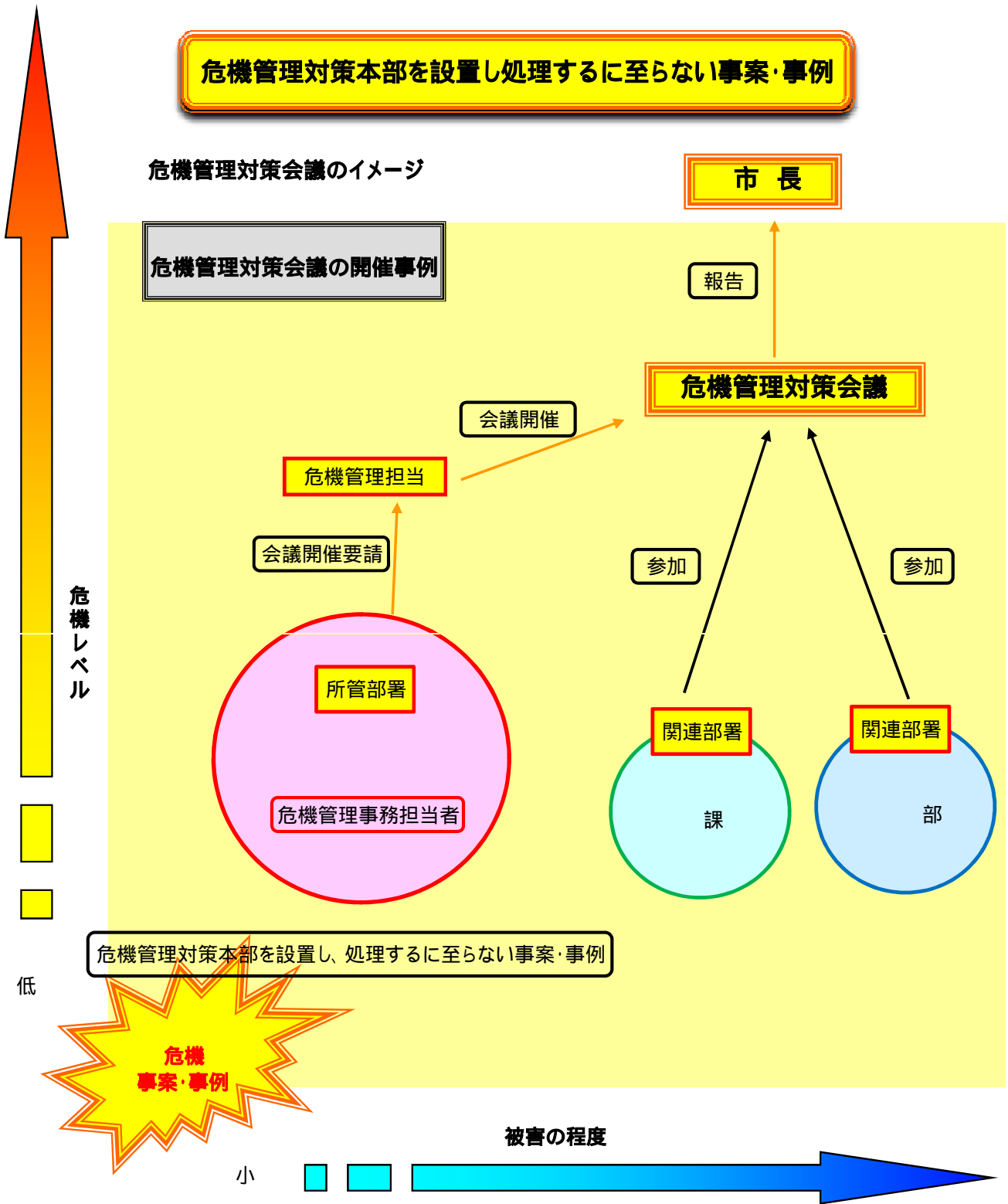
所管部署での危機対応イメージ



危機管理対策会議の考え方

危機管理対策本部を設置し処理するに至らない事案・事例

危機管理対策会議のイメージ



自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまち

危機管理の強化 (イメージ)

危機管理

通常業務

市民の生命・身体・財産に重大な自害を及ぼす事案

- 災害 ・ 武力攻撃事態
- 事故 ・ 武力攻撃予測事態など
- ・ テロ・大規模事故など

市民の生活に重大な被害を及ぼす事案

- ・ 新型インフルエンザ・狂牛病など

市の産業や経済に重大な被害を及ぼす事案

- ・ 金融危機など

環境 ・ 教育 ・ 福祉

人権 ・ 健康 ・ 雇用など

緊急事態への対応・応急的な措置

継続的な取り組み・日常生活への対応

危機の予測・回避、被害の軽減、復旧

社会的リスクの解消